

装飾建築の美 再発見！

# ぐんまの寺社魅力発掘・発信事業 調査完了記念講演会

— 寺社建築から地域文化の未来を探る —



2022年12月18日(日)

会場 群馬会館2階ホール

主催:群馬県

# プログラム

|             |   |
|-------------|---|
| 13:00～13:05 | 開会行事（挨拶）  |
|             | 趣旨説明  |
| 13:05～13:15 | 趣旨説明 ぐんまの寺社魅力発掘・発信事業の取組について<br>群馬県地域創生部文化財保護課 主幹 小林 正 |
|             | 第1部 国内外の宗教建築の保護                                       |
| 13:15～13:35 | 講演1 地域資源の発掘と宗教建築の保存の課題－英国の経験－<br>東京家政学院大学教授 大橋 竜太 氏   |
| 13:35～13:55 | 講演2 近世寺社建築の保護の動向－近年の文化財指定を通じて－<br>東京藝術大学大学院教授 上野 勝久 氏 |
| 13:55～14:05 | 休憩  |
|             | 第2部 寺社を取りまく多様な文化                                      |
| 14:05～14:30 | 講演3 近世駆込寺と地域社会<br>東京大学名誉教授 佐藤 孝之 氏                    |
| 14:30～14:55 | 講演4 寺社の近代化－廃仏毀釈と神社合併－<br>国文学研究資料館名誉教授 丑木 幸男 氏         |
| 14:55～15:05 | 休憩  |
|             | 第3部 群馬県の近世寺社建築  |
| 15:05～15:40 | 講演5 群馬県の寺社建築－総合調査通観－<br>横浜国立大学教授 大野 敏 氏               |
| 15:40～16:15 | 講演6 群馬県の寺社建築の工匠<br>前橋工科大学客員教授 村田 敬一 氏                 |
| 16:15～16:25 | 質疑応答  |
| 16:25～16:30 | 閉会行事  |

「ぐんま寺社巡り」アプリ ぜひご利用ください！



Android



iOS





# ぐんまの寺社魅力発掘・発信事業の取組について

群馬県地域創生部文化財保護課  
主幹 小林 正

## 1 ぐんまの寺社魅力発掘・発信事業とは

- ・近世寺社建築を中心とした寺社に関わる文化遺産に着目し、調査によってその魅力や重要性を把握する。
- ・調査の成果を生涯学習・郷土学習に活かし、県民に寺社文化の魅力を理解してもらうとともに、県民の誇りを醸成する。
- ・寺社文化の情報を発信することによって、観光県ぐんまの推進につなげる。

## 2 これまでの取組

### ①調査事業

- ・令和元年度～令和3年度に「群馬近世寺社総合調査」を実施。
- ・建築史の専門家の助言、指導の下、(一社)群馬建築士会に調査を委託し、寺院181件、神社190件を『群馬近世寺社総合調査報告書－歴史的建造物を中心に－』にまとめた。
- ・調査報告書は文化財関係機関や県内を中心とした図書館に配布したが、部数が限られていたため、電子データを全国遺跡報告総覧(HP運営：奈良文化財研究所)で公開している。



### ②普及事業

- ・令和元年度に、国・県指定文化財のある寺社について紹介・解説する「ぐんま寺社巡り」パンフレット及び「ぐんま寺社巡り」アプリを作成し、配布・配信した。
- ・令和3年度には調査成果を踏まえてパンフレットを改訂し、令和4年度には詳細ページを追加し、情報量を増やすためのアプリの改良を行った。



## 3 今後の展望

- ・調査報告書掲載情報を基準資料とした、各市町村における悉皆調査の進展
- ・調査成果に基づく、寺社に関わる文化遺産の保護の推進
- ・デジタルと紙媒体両方を活用した、幅広い情報発信
- ・地域を越えた、寺社に関わる文化遺産の支援者の獲得
- ・寺社に関わる文化遺産を中心とした地域社会の再生

# 地域資源の発掘と宗教建築の保存の課題 — 英国の経験 —

東京家政学院大学教授  
大橋 竜太

## ◆ 先駆的な試み

「群馬県近世寺社建築総合調査」が完了した。これは新しい試みの連続であった。まずは、近世寺社建築に関する学術的進展に関する貢献である。近世寺社建築に関しては、昭和52年から平成5年にかけて、全国で悉皆的な調査が県単位で実施されたが（近世社寺建築緊急調査）、その後の組織的な調査はほとんどなされてはいなかった。群馬県では、昭和54年に『群馬県近世社寺建築緊急調査』が実施されたが、本調査はそれを補完するものであり、他県に先駆けた試みであった。また、この調査を実施したのが、地元のヘリテージマネージャーであるということも画期的なことである。ヘリテージマネージャーとは、正式名称を「地域歴史文化遺産保全活用推進員」といい、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のことである。1995年の阪神淡路大震災後、災害時の歴史的建造物の復旧のための人材育成を目的として誕生し、各県の建築士会に所属し（全国組織として全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会がある）、緊急時に備えるとともに、平時は歴史的建造物の維持管理にあたる。これまで、東日本大震災、熊本地震等の歴史的建造物の被災調査で活躍してきたが、地域に眠る歴史文化遺産の発見のために組織的に活動するのは、今回が最初のこととあってよい。さらには、この調査結果を報告書として刊行するだけでなく、「ぐんま寺社巡り」といったアプリを用い、行政が主導して、観光にも活用していこうとする姿勢も新たな試みといえよう。

## ◆ 群馬から全国に

建築保存の先進国である英国においても、最初から人びとが古建築保存に積極的であったわけではない。国会議員のジョン・ラボック（1834-1913）が、最初に古記念物（ancient monuments）を保護すべきだという法律を制定しようとした際にも反対意見が多く、法律が成立するまでには9年の年月を要したほどである。また、英国の文化遺産の資料を収集・管理するナショナル・モニュメント・レコードも、愛好家たちが所蔵する古建築のスケッチや新聞記事を一か所にまとめるという目的で、これらを文書箱に入れて保管しようとする小さな動きが始まりで、現在では世界を代表する歴史的建造物のデータベースにまで成長した。また、そのデータベースの電子化についても、1990年代の最初には到底不可能と諦めかけていたが、ケンブリッジシャーのひとりの担当者の粘り強い努力によって、地方自治体の働きかけから全国的な動きへと拡大し、世界中の人びとがアクセスできるデータベースが完成していった。つまり、建築保存においては、小さな動きが大きな流れをつくりだしてきた。そういった意味で、この群馬県の試みは、今後、他の地域に影響を与え、全国的な流れに展開していくものと確信している。

## ◆ 歴史的建造物の保存・活用は地域の活性化につながる

なぜ、歴史的建造物を保存すべきなのだろう。もちろん文化財的価値を評価し、後世に残すという目的が第一であるのだが、歴史的建造物を保存することによって得られる副次的効果に期待することも多くなってきた。つまり、歴史的建造物を保存して、地域の活性化につなげようとするのである。地域に人を呼び込むためには、地域に魅力を発信していく必要がある。その魅力は、しばしば「地域資源」と呼ばれる。地域資源にはさまざまな種類があるが、地域に根ざした歴史的建造物は、その最たるものである。地域の魅力を発信するためには、まずは郷土について地元の人びとに、その価値を知ってもらう必要がある。このことは、すでにさまざまなところで共感を得ており、学校教育の現場でも、郷土史の授業がカリキュラムに組み込まれているところも多い。たとえば、総合的な学習の時間に伝統料理について調べ、それを実際につくり、食文化を伝えていこうという試みである。建築の場合、実際にどこにどのような実例があるかがわからないと学びづらい。そのために、悉皆的調査が第一歩であり、リストの作成は地域資源の発掘そのものなのである。

## ◆ 宗教建築の保存に特有の問題点

地域資源である歴史的建造物がどこにあるかが明らかになったら、次はそれらの保存を考えるべきである。しかし、寺社建築（寺院・神社）の場合、他の種類の建築とは異なった問題が生じてくる。宗教建築は、社会とのつながりが強く、過去と現在では置かれた立場が異なっているからである。かつて、寺院や神社は地域コミュ



シティの中心として君臨してきた。信仰が希薄化した昨今では、宗教施設の役割は変化し、檀家や氏子は減少し、建物は老朽化し、祭事を継続することすら困難な場合も多くなっており、寺社建築を維持・管理していくには、さまざまな課題が生じてきた。しかし、これはわが国だけの状況ではない。建築保存の先進国である西欧諸国でも、同様の問題に対峙してきた。英国では、教区教会堂（parish church）の保存について、すでにさまざまな取り組みを実施してきた。

### ◆ 英国の建築保存制度と教会堂

英国では、歴史的建造物はわが国の文化財保護法にあたる1979年「古記念物および考古学地区法」による「スケジュールド・モニュメント（Scheduled Monument）」と都市計画法の一部である1990年「計画（登録建造物および保存地区）法」による「登録建造物（Listed Buildings）」と「保存地区（Conservation Area）」によって、保護されることになっている。しかし、教会堂建築の保存は、この枠組から外れており（「教会堂の例外（ecclesiastical exception）」）、これが大きな問題となった。英国では、英国国教会は議会と同等またはそれ以上の権限を有しており、教会堂の新築・増築・改修・修理・取り壊し等は教会がみずから実施すると1237年に決定して以来、この原則が維持されていた。しかし、近代になると状況は変化した。19世紀半ばに、シティ・チャーチ（1666年の大火後に建設されたロンドン市内の教区教会堂）22棟が取り壊わされたことが契機となり、全国で多数の教区教会堂が存続の危機に陥っていることが問題視されるようになった。

### ◆ 現状の把握と打開策

1948年、国教会と政府は委員会を設置し、共同で教区教会堂の実情に関する本格的調査を実施した。その報告書で、①教会堂の維持および修理には膨大な費用を要し、それを工面することが困難であること、②礼拝堂としては使用されていない「不要教会堂（redundant church）」が全国に約400棟も存在し、特に都市部には、そのような教会堂が多いことが指摘された。また、今後、さらに使用されなくなる教会堂は増えていき、それらのなかには、歴史的にも建築的にも価値が高い教会堂が多数あることをデータで示した。そして、この問題を解決するためには、①修理の実施の手続きの簡略化、②専門機関の設置、③資金確保の必要性を提言した。これを受けて政府は、1968年に「不要教会堂基金」を設立し、資金の工面の手段を具体化し、1969年には「不要教会堂及びその他宗教建築法」を制定し、国庫を利用して教会堂の修理を行なうことを可能なようにすると同時に、その手続きを簡略化した。また、1969年には「不要教会堂のための中央諮問局」を設置し、専門家の立場を交えて、教会堂の保存を検討していくことにした。さらには、問題の根底にあった英国国教会のもつ独自の制度（教会法）と国の古記念物法や都市計画関連法との矛盾を解決するため、1980年に「管轄特権委員会」が設置された。

### ◆ 英国の現状

上記の議論の結果、現行制度では、教会堂は使用されているものと使用されていないものに分けて扱われている。使用されている教会堂は、国と教会堂管理審議会（1918年設立）が共同で管理し、使用されていない教会堂は、1983年「英国国教会法令」によって、教会堂保存トラスト（旧不要教会堂基金）の管理のもと、保存・修復される。そのため、用いられなくなった教会堂を、劇場、集会場、パブ等として再利用するコンバージョンによる保存・活用が実施されるようになった。英国とわが国では事情が異なるため、直接的に英国の手法を移入することはできないまでも、英国が伝統にとらわれず、歴史的な教会堂建築を守ろうとする姿勢を評価するとともに、わが国でも何らかの方法を検討していく必要があるだろう。



フロイト（カフェ）、オクスフォード、Grade II \*



スラグ&レタス、ウスター、Grade II



図1 教会堂をコンバージョンして活用している例

# 近世寺社建築の保護の動向 –近年の文化財指定を通じて–

東京藝術大学大学院教授  
上野 勝久

## ◆ 国宝重要文化財の指定

文化財保護法における有形文化財の指定は、国宝と重要文化財という二段階である。令和4年12月1日現在、重要文化財は2,548件5,336棟、うち国宝は229件292棟で、件数比で重要文化財の9%である。ちなみに美術工芸品は、国宝902件、重要文化財10,820件である。

文化財保護法では、文部科学大臣が「有形文化財のうち重要なもの」を重要文化財に指定できることになっており、国宝は「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たくいなく国民の宝たるもの」で、いずれも「国宝・重要文化財（建造物）指定基準」に基づいて指定されている。

## ◆ 建造物保護の多様な広がり

もともと古社寺にはじまった文化財保護であるが、民家については全国的な「民家緊急調査」（国庫補助事業）が昭和41年度から同52年度にかけて行なわれ、その成果から多数の民家が指定された。一方、桃山・江戸時代の社寺建築を対象とした「近世社寺建築緊急調査」（国庫補助事業）が昭和52年度から平成5年にかけて行われた。それらの調査で重要性が認められた社寺建築が全国的に順次重要文化財に指定され、平成11年までに指定の第一段階が完了した。民家、社寺建築とも、現在は個別調査などを踏まえた第二段階に入っている。民家は調査件数の少なかった町家、離島民家など、階層性や多様性及び地域性の面からみた保護も必要である。また近世社寺建築についても、学術的価値、流派的又は地方的特色などに鑑みた保護が必要となっている。

## ◆ 保護に向けた取り組み

すでに一定の評価がなされた文化財でも、個別調査や保存修理等の機会に得られた新たな知見、周辺分野での調査研究の進展により価値が高まることもある。とくに国宝の指定は、近年の専門家による多面的かつ包括的な学術研究の成果によるところが大きい。現在では、調査報告や修理報告による専門的な評価を、出来る限り明確に発信して、文化財価値の共有化を図ることが必要になっている。調査を通じて所有者の理解、地域の後方支援を得ることも大事で、地域と連携して保護の多様化を目指し、文化財建造物の利活用に取り組む段階に来ている。専門家や研究者、教育委員会文化財担当者、ヘリテージマネージャーなどの連携が肝心である。

## ◎ 国宝に指定された寺社建造物 個別調査の成果と学術研究の進展

- 1 東大寺二月堂 1棟（昭和19年9月5日指定／平成17年12月27日国宝）  
・佐藤道子『悔過会と芸能』（2000年）
- 2 青井阿蘇神社 本殿ほか4棟（昭和8年1月23日指定／平成20年6月9日国宝）  
・『重要文化財青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書』（2007年）
- 3 歓喜院聖天堂 1棟（昭和59年12月28日指定／平成24年7月9日国宝）  
・『重要文化財歓喜院聖天堂保存修理工事報告書』（2011年）



東大寺二月堂



青井阿蘇神社本殿



歓喜院聖天堂



## ◎重要文化財に指定された寺社建造物 文化庁調査の見直しと個別調査の成果

### 1 鹽竈神社 左宮本殿、ほか 13 棟 鳥居 1 基 (県指定→平成 14 年 12 月 26 日重文指定)

・『宮城県近世社寺建築緊急調査報告書』(1982) / 『塩竈神社史』(1930) / 『塩竈市史Ⅲ 別編Ⅰ』(1959)

### 2 雑司ヶ谷鬼子母神堂 1 棟 (都指定→平成 28 年 7 月 25 日重文指定)

・『東京都近世社寺建築緊急調査報告書』(1989 年) / 『江戸時代に生まれた庶民信仰の空間』(2012 年) / 『雑司ヶ谷鬼子母神堂』(2016 年)

### 3 那須神社 本殿、楼門 (県指定→平成 26 年 1 月 27 日重文指定)

那須神社は、栃木県北東部、大田原市金丸に鎮座している。武家の崇敬を集めた古社で、那須与一が戦勝祈願を行ったとも伝わっている。中世末期からは黒羽城主大関氏の庇護を受け、現在の本殿は寛永 18 年(1641)頃、楼門は同 19 年に三代大関高増が再建した。本殿は三間社流造で、彫刻や彩色、絵画で全体を華やかに装飾している。地垂木先端の強い反り増し、庇の海老虹梁端部と身舎頭貫木鼻の納まりは独特である。楼門は三間一戸楼門形式であるが、軸部から組物まで禅宗様を基調とし、全体を彩色や絵画で装飾している。いずれも独創的な意匠で、質が高いものである。また、建物の形式、細部技法は当地域の中世からの技法を踏襲しつつ、全体を近世の装飾技法で飾るなど、中世と近世の特徴を併せ持つ神社建築といえる。



那須神社本殿



那須神社本殿 妻飾



那須神社楼門

・『栃木県近世社寺建築緊急調査報告書』(1977 年) / 『那須神社建造物調査報告書』(2012 年)

### 4 大雄寺 本堂ほか 8 棟 (県指定→平成 29 年 7 月 21 日重文指定)

大雄寺は、栃木県北東部の大田原市、黒羽城跡の所在する丘陵上に位置する曹洞宗寺院である。近世に当地方を治めたのは黒羽藩であるが、その藩主大関家の菩提寺として庇護を受け、江戸中期から末期にかけて境内が整えられた。建築年代は形式や技法から、本堂が 17 世紀後半と考えられ、庫裏が過去帳などの史料が嘉永 4 年(1848)と判断される。本堂と庫裏は、ともに茅葺屋根で規模が大きく、平面形式などに古式をよく継承しており、質の高いつくりになっている。本堂の正面に総門を構え、禅堂とともに諸堂を廻廊で繋ぐという構成は、曹洞宗寺院伽藍の一類型を示している。大雄寺は地方小藩の菩提寺としての様態をよく伝えており、我が国の近世曹洞宗寺院伽藍の展開を理解する上で、高い価値を有している。



大雄寺 (県指定→重文)



本堂



庫裏

・『栃木県建造物調査報告書第 1 号 近世社寺建築緊急調査報告』(1978 年) / 『大雄寺の建築とその歴史的環境 大雄寺本堂ほか建造物調査報告書』(2016 年)

## 近世駆込寺と地域社会

東京大学名誉教授  
佐藤 孝之

江戸時代の人々は、村や町の寺院に盛んに駆け込んでいた。すなわち、村や町の寺院はすべて駆込寺であったといえる。縁切寺で有名な新田郡徳川郷の満徳寺、鎌倉の松ヶ岡東慶寺のみが駆込寺であったわけではなく、駆け込みの理由も縁切りのみではなく、実に多種・多様であった。

この寺院への駆け込み行為は、もっとも一般的には「入寺」といわれた。そして、江戸時代の「入寺」の機能・性格については、次の3類型に分けて考えることができる。

### ① 謝罪・謹慎の意思表示としての「入寺」

寺院へ駆け込み、寺院等を介して謝罪・謹慎の意思を示す〈詫びの作法〉としての「入寺」が、第1の機能である。これによって、領主や村による処罰・制裁を回避することができた。

**【事例1】** 宝永6年(1709)、緑埜郡三波川村の枝郷金丸村の金右衛門は、博奕に負けて欠落<sup>かけおち</sup>=出奔した。尋ね出された金右衛門は、光徳寺へ「入寺」して名主に対し謝罪し、赦免してもらった。

このように金右衛門は、公儀へ告発されたならば受けたであろう処罰を、「入寺」によって免れたのである。博奕や喧嘩・口論のほかにも、さまざまな違法行為や不始末・不行跡を犯した者が寺院へ駆け込み、寺院やそのほかの仲裁者を介して謝罪し、領主役所や村役人による吟味を回避し、処罰・制裁を回避したのである。幕府は、紛争の解決に関しては、内済によることを原則としていた。そうした幕府の方針のもとで、村々における内々の紛争解決手段、平和回復の手段として、「入寺」が機能していたといえる。

### ② 処罰・制裁としての「入寺」

謝罪・謹慎のための「入寺」が自発的なものであるとすれば、これが強制されれば処罰・制裁としての性格を帯びることになる。これには村の規則(村法)としての「入寺」と、領主法に組み込まれた「入寺」とに分けられるが、まず村法の場合をみてみよう。

**【事例2】** 天保14年(1843)、山田郡丸山村では、「野荒をした者を見つけたならば、入寺をさせて詫びることとする」との一条を含む村法を取り決めた。

これは成文化された事例であるが、慣習法として行われていた場合も多かったと思われる。

領主法との関係では、火事の火元が「入寺」する「火元入寺」の事例が多数に上る。これは、「入寺」を失火に対する刑罰として規定した藩が多かったためである。

**【事例3】** 文政元年(1818)正月、群馬郡乗付村の治郎八方を火元とする火災が発生し、同人の妻が焼死し、類焼が81軒に及ぶ大火となり、治郎八は70日「入寺」した。

これは高崎藩領分での火事であるが、同藩では出火の処罰として、類焼の多少により「入寺」日数を、半焼程度=5日/1軒焼け=15日/10軒以下=30日/10軒以上=50日/大火=70日、と規定していた。

### ③ 救済・調停手段としての「入寺」

人々が保護・救済を求めて、あるいは紛争の調停を求めて入寺する場合があった。

**【事例4】** 天明7年(1787)、勢多郡東善養寺村の勘左衛門女房ゆりが、同郡江木村の快乗院へ「離縁願」のために駆け込んだ。この時、那波郡両家村の藤右衛門が仲裁に入り、離縁することで示談となり、快乗院はゆりを藤右衛門らに引き渡した。

**【事例5】** 天和2年(1682)、甘楽郡本宿村の西牧関所番人である伊兵衛が、不正通行に加担したとの嫌疑をうけ、同村長楽寺へ「入寺」し、嫌疑を晴らそうとした。

このように【事例4】によって、満徳寺・東慶寺ばかりが縁切寺であったのではないことが知られよう。

【事例5】のように、不利益や嫌疑を受けた者が、調停や救済を求めての「入寺」もみられた。

## 地域社会と寺院

以上のように「入寺」は、村や町の寺院が果たした重要な機能・役割であったといえる。村や町の寺院は、事件などの発生によって揺らいだ地域社会の平和を回復することに尽力していたのである。



# 寺社の近代化 – 廃仏毀釈と神社合併 –

国文学研究資料館名誉教授  
丑木 幸男

## 明治 12 年 (1879)、寺院・神社の現状

### 寺院

明治 12 年に上野国には 1318 寺、堂宇 702 宇、合計 2020 寺があった。

当時 1217 町村があったので、1 町村に平均 1.7 寺が存在していたことになる。

宗派では真言宗、曹洞宗、天台宗が多く、堂宇では観音堂、薬師堂が多かった(表)。

建造物の規模、寺院は 71% が 6 間以上の大規模、堂宇の 65% が間口 3 間以下の小規模であった。

寺院の創建・建立時期は、慶長期以前は 267 寺、元禄期まで 196 寺、寛政期まで 92 寺、それ以後が 94 寺であり、江戸時代に建立された寺院が多かった。

### 神社

4113 社があり、1 町村に平均 3.4 社が存在した。諏訪神社、稲荷神社、神明宮、八幡宮、菅原神社(天神社)が多かった。地域性のある神社は、赤城神社が勢多郡・新田郡・山田郡に多く、武尊神社は利根郡、飯玉神社は佐波郡・群馬郡、雷電神社は勢多郡・佐波郡・邑楽郡、長良神社・長柄神社は邑楽郡に多い(表)。

社殿規模は、石祠だけが 186 社、間口 1 間以下が 26%、1～3 間が 2330 社、3～6 間 445 社、6 間以上 28 社であった。

由緒、近世以前創建が 268 社、近世前期が 110 社、中期が 46 社、後期が 36 社。

境内末社を含めると 1 万 4762 社(『県統計書』)があり、国幣社 1 社、県社 5 社、郷社 41 社、村社 1059 社(13 年)、境外無格社 3073 社、境内無格社 1 万 1460 社である。

一町村に平均すると寺院は 1 寺以上、神社は 3 社以上あったことになる。

### 廃仏毀釈

仏を廃(排除)し、釈迦の教えを毀す。明治維新の理念は祭政一致の王政復古であり、そのため神社を優遇し寺院を圧迫した。江戸時代までは神仏習合であり祈祷・祭礼は神官、運営や財政は別当寺の僧侶が担当していた。神社から仏教色を払拭しようとした。

慶応 4 年(1868) 3 月 17 日、別当・社僧還俗の達。修験者は神職か、僧侶か、廃業かを選択させた。

3 月 28 日、神社から仏像鰐口梵鐘仏具等を「取除」べし。神仏混淆を禁止。

「抑々王政復古は神武の古に復するを趣旨とするを以て、政府は祭政一致(略)諸祭典を復興すべきことを令し、又僧形にして神祇に奉仕するを禁じた、仏教排斥の声所在に起り、廃仏毀釈と誤解」(『明治天皇記』)と、各地で廃仏毀釈騒動が起こった。「社人共俄ニ威権ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ実ハ私憤ヲ霽シ候様之所業出来・・粗暴ノ振舞等」と自粛を求めた。

9 月 18 日、僧侶の還俗を抑制したが、その通達に「破仏之御趣意ニハ決テ無之」とあり、廃仏毀釈の方針を転換した。

慶応 4 年 3～9 月の一連の法令が「神仏分離令」といわれる。

明治 5 年 9 月 15 日、修験宗廃止。本山派、当山派、羽黒派すべて廃止した(上野国本山派だけで 333 院)

11 月 8 日、零細な無檀無住寺院を廃寺にした。

明治 6 年 1 月 15 日、「梓巫市子並憑祈祷狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑」とイチコ、クチヨセなどの祈祷、占いの類を禁止した。文明開化の影響である。

明治 9 年 12 月 15 日、「山野或ハ路傍等ニ散在セル神祠仏堂(山神塞神、地藏堂、辻堂)」の社寺を合併、移転させた。群馬県はこれに加えて明治 10 年 1 月 25 日に、猿田彦命・庚申塔・馬頭観世音などの石碑合併、移転を追加した。

### 神社ランキング (明治 12 年)

|       |     |
|-------|-----|
| 諏訪神社  | 557 |
| 稲荷神社  | 490 |
| 神明宮   | 309 |
| 八幡宮   | 292 |
| 菅原神社  | 237 |
| 大山祇神社 | 202 |
| 熊野神社  | 177 |
| 赤城神社  | 135 |
| 八坂神社  | 123 |
| 白山神社  | 119 |
| 愛宕神社  | 87  |
| 浅間神社  | 76  |
| 琴平宮   | 69  |
| 飯玉神社  | 61  |
| 雷電神社  | 61  |
| 武尊神社  | 58  |
| 長良神社  | 47  |
| 巖島神社  | 46  |
| 日枝神社  | 44  |
| 榛名神社  | 35  |

出典:『上野国神社明細帳』

### 寺院・堂宇ランキング (明治 12 年)

|      |      |
|------|------|
| 寺院計  | 1318 |
| 真言宗  | 430  |
| 曹洞宗  | 352  |
| 天台宗  | 342  |
| 浄土宗  | 78   |
| 臨済宗  | 43   |
| 浄土真宗 | 26   |
| 日蓮宗  | 22   |
| 時宗   | 15   |
| 黄檗宗  | 10   |
| 堂宇計  | 702  |
| 観音堂  | 192  |
| 薬師堂  | 159  |
| 阿弥陀堂 | 72   |
| 地藏堂  | 58   |
| 不動堂  | 37   |
| 大日堂  | 21   |
| 万日堂  | 16   |
| 虚空蔵堂 | 14   |
| 合計   | 2020 |

出典:『上野国寺院明細帳』

ともに群馬県文化事業振興会発行

## 群馬県の廃仏毀釈

上野国一の宮貫前神社、明治2年8月、神仏混淆不行届と叱責され、「由緒アル神社・仏閣・殿堂ナド、又器物ナド惜シゲモナク矢鱈ニ打チ毀シ焼キ棄テタ、全部取崩シ一週間モンドン焼イタ」、岩鼻知事大音龍太郎が出役して、経堂・持仏堂・二王門・駒形堂、庚申塔・疱瘡神排除、狛犬破碎、仏体・経文を焼き捨てた（『富岡市史』近代現代通史編・宗教編）。

三夜沢の赤城神社でも神宮寺の神光寺、龍赤寺を廃寺、地藏菩薩像、虚空蔵菩薩像、観音菩薩像や経文焼却した。榛名神社、明治元年8月、神主と巖殿寺、光明寺住僧が岩鼻社寺役所へ出頭、堂塔、仏像、仏具取り片付けを命じた。9月2日から片付けを実施、神社と光明寺とを分離させた。明治2年、大風、倒木216本、社殿破損した折に、仏体仏具の整理、社殿修繕を実施し、紫銅灯籠を売却した。3年4月、岩鼻県官が神仏分離不徹底を叱責し、榛名山社役人罷免した。三重塔改装、灯籠撤去、須弥壇隠蔽、仏像仏具焼却、仏像梵鐘破却、石地藏を谷底へ突き落とした。それでも三重塔（神宝殿）、仁王門（随神門）、鉄灯籠が残存している（『榛名町誌』通史編下巻）。

明治初年に各地で寺院神社の廃止が多く、天狗社、十二社を大山祇神社に改称など、神社の統制を強化した。

## 寺院・神社明細帳の作成

明治4年5月、社格を定めた。官社（官幣社、国幣社）、諸社（府社、藩社、県社、郷社）にわけた。郷社を「郷邑産土（うぶすな）神」と位置づけた。

同年7月4日、郷社定則を制定し「郷社ハ凡（およそ）戸籍一区ニ一社」とした。1郷をたとえば20ヶ村に、5社があるとすると、最首社を郷社、4社を村社とし、郷社に祠官、村社に祠掌を置いた。

明治3年以来寺社の実態調査を実施した。

明治12年6月28日、同年6月30日現在の神社明細帳・寺院明細帳の調整を命令。

神社明細帳 祭神、由緒、社殿間数、境内坪数、境内神社、境外所有地、氏子戸数等

寺院明細帳 本山何宗何派 本尊、由緒、堂宇間数、境内坪数、境内仏堂、境外所有地、檀徒人員等をすべての寺院、神社に提出させた。

上野国寺院・神社明細帳 群馬県立文書館保存 群馬県庁文書。

神社明細帳82冊は、6系統に分類できる。

第1の系統、「神社明細書」5冊、明治3年太政官指示による作成。

第2の系統、「神社明細表」13冊、明治10年内務省指示による作成。

第3の系統、「神社明細帳原簿」34冊、各村から提出された原本を編綴。明治12年8月～11月に提出。

第4の系統、「神社明細帳」27冊、第3を県庁で修正、1部を内務省提出、県庁で神社台帳として使用。

第5の系統、政府保存の明細帳。国文学研究資料館史料館に宗務局から引き継ぐ。群馬県分は神社明細帳13冊、寺院明細帳は1冊保存。

第6の系統、「神社便覧表」3冊、栃木県からの引継文書（新田郡、山田郡、邑楽郡は一時栃木県）。

寺院明細帳33冊、保存。寺院明細帳原本と寺院明細帳との2系統がある。

## 神社合併と社名の変更

明治39年（1906）内務省神社宗務両局長通牒、矮小村社無格社、頽廢寺院仏堂等の合併を勧めた。全国で大正初年までに神社合併が実施された。

明治32年、4045社（境内無格社を含めると15586社、県統計書）。明治の市町村合併により206町村になった。1町村に平均20社があった。神社整理の結果、大正2年には1413社（34.9%）に減少し、1町村に平均6.8社になった。目標は1町村1社であったが、1大字1村社の実現にとどまった。

合併後の社名は地名地形にちなむ名113件、有力な神社名24件、そのほか28件であり、社名変更がさかんであった。

## まとめ

現在の寺社数は1200寺（明治12年の59.4%）、1256社（30.5%）である（『群馬県宗教法人名簿』2001年）。

規模の小さい堂宇と神社、修験宗が整理された。

寺院は明治初年の廃仏毀釈により激減、神社は明治末年の合併により大幅に減少。

文明開化（迷信打破）とともに、政治に宗教を利用（神社を町村紐帯の中核にする）など近代になり寺院、神社は大きな変化を遂げた。



# 群馬県の寺社建築 — 総合調査通観 —

横浜国立大学教授  
大野 敏

## ◆ 総合調査の意義

群馬建築士会主体による建築調査活動は、その棟数と造営史料確認例の豊富さにおいて画期的であった。これにより群馬県下の近世を中心とした建築文化の特徴が、全域的に展望可能となった点は極めて重要。

## ◆ 寺院建築の概観

### (1) 調査対象寺院の宗派的傾向 本調査 104 件と予備調査限定 77 件の合計 181 件について

曹洞宗 38.1%、真言宗 22.7%、天台宗 22% で 8 割超を占め、浄土宗 5.5%、臨済宗 2.2%、黄檗宗と時宗 (1.6%)、修験系と日蓮宗 (1.1%)、浄土真宗 (0.5%) と続く。この比率は概ね県下寺院数 1204 件の比率に近いが、曹洞宗は調査対象件数の割合が高い。なお、全国的な寺院件数は浄土宗系が 4 割を超え、真言・天台系が 2 割程度なので、群馬県は曹洞宗および天台・真言系が主流を占める反面、浄土宗系が極端に少ない傾向がある。

### (2) 寺院建築の建物種別調査件数 予備調査限定分は ( ) 内表記した

仏堂は 5 間堂 3 棟 (0)、3 間堂 43 棟 (21)、住宅系仏堂 53 棟 (48)、その他仏堂 15 棟 (8) を確認。5 間堂 3 棟は北毛以外で確認。3 間堂は県下全域に分布し、最古例が北毛吾妻に所在 (日向見薬師堂 1598)。住宅系仏堂は確認数最大で県下に広く浸透。その他仏堂は榮螺堂・懸造仏堂・方一間御廟堂・2 重堂など注目例多い。

門は 2 重門 5 棟 (0)、楼門 18 棟 (6)、8 脚門 5 棟 (0)、4 脚門 11 棟 (5)、薬医門 7 棟 (7)、その他門 9 棟 (4) を確認。2 重門は中毛と北毛に存在。楼門は門全体の 36.6% (予備調査限定分を加えて 33.8%) と多数で、県下に広く分布する。2 重門と合わせて重層門が多い点、群馬県近世寺院建築の特徴といえる。

他に鐘楼 10 棟 (3)、庫裏 7 棟 (1)、書院 3 棟 (0)、霊屋 1 棟 (0)、経蔵 2 棟、宮殿 1 棟、手水屋 1 棟を確認。

### (3) 仏堂の建築年代分布

桃山以前と江戸前期の遺構は、数は少ないが北毛利根以外の各地域に分布する。そして江戸中期後半以後は年代確定遺構数が目立ち、18 世紀を通じて造営棟数と年代確定遺構が県下全域で爆発的に増加する。すなわち、江戸中期後半から江戸後期にかけて県下の仏堂建築は造営最盛期を迎えた。その傾向は江戸末期まで継続した。上記の傾向の中で、住宅系仏堂は江戸中期から造営が認められ、中心的な存在になっていった。

### (4) 門の建築年代分布

桃山期建築は中毛と西毛に所在し、江戸前期は東毛にも認められる。北毛の確認例は江戸後期以後となる。全体として県下全域で江戸後期の前半 (18 世紀後半) に門造営が頂点に達する傾向が認められる。ただし地域により若干異なり、中毛・西毛・東毛は近世早期から認められた造営が江戸中期に活性化の兆しを見せ、江戸末期は減少傾向を見せる。対して北毛は江戸後期に一気に頂点を迎え、江戸末期まで勢いが継続する。

### (5) 仏堂と門を中心とした架構と意匠の変化

18 世紀後期以降は虹梁形指物を多用した豪快な柱省略手法が普及し、軸組意匠と内部空間の質が変化する。また、虹梁形指物の多用化は絵様刳形の発展を促進し、木鼻や墓股と共に彫刻装飾の立体化と多用化が加速し、彫物師と呼ばれる職能出現に至る。工匠の活動範囲と交流は棟札により実態把握が可能 (講演 6 参照)。

## ◆ 神社建築の概観

### (1) 神社建築の建物種別調査件数 予備調査限定分は ( ) 内表記した

本殿は 126 棟 (85) 確認した。流造は 90 棟 (67) で 75% と県下に広く分布し、3 間社が 16 棟 (7)、2 間社 6 棟 (1)、1 間社 68 棟 (59) である。春日造は 12 棟 (5) で県下全体に確認できるが、3 間社 3 棟は西毛に限られ、1 間社は北毛に 4 棟 (2) と多い。上記以外は 13 棟 (3) で、県下最古の本殿 (2 間社の雷電神社末社八幡宮稲荷神社本殿 1547) や 2 階に神座を持つ貫前神社本殿 (1635)、2 階建土蔵造の小社 (新町稲荷神神社本殿 1814) を含む。

拝殿は 53 棟 (35)、幣殿は 28 棟 (7)、門は 15 棟 (1) のうち 8 脚門が 7 棟 (1) と多く、神楽殿は 12 棟 (6) を確認。

## (2) 神社本殿の建築年代分布

①棟札・墨書などによる建築年代確定遺構が本調査の過半（126棟中79棟）を占める。②桃山期の遺構は少なく地区も限定的。③江戸前期も遺構は少ないが、年代確定遺構が県下に分布する。④江戸中期になると本殿造営は増加傾向を示し、江戸後期、特に18世紀後半において頂点に達し、その勢いが19世紀に継承。

## (3) 神社拝殿の建築年代分布

①桃山期に遡る拝殿は未確認。②江戸前期の拝殿は西毛貫前神社拝殿（1635）、東毛世良田東照宮拝殿（1642 移建）で、最有力神社に限定。③県下全域に拝殿遺構が確認できるのは江戸後期で、棟数は19世紀以後に増え、明治期に至り建替や改修が目立つ。拝殿造営件数増加傾向の盛期は、本殿よりも若干遅れる。

## (4) 神社本殿を中心とした形式変化の傾向

17世紀は概ね装飾が控えめで、建築の輪郭が明確で凹凸が少ない。18世紀になると組物を複雑化し、木鼻の彫物化や縁の腰組手法が進む。そして18世紀中期ころから組物支輪の彫物化が現れ、彫物が建築各部材に普及する。その画期として妙義神社本殿・幣殿・拝殿（1756）の存在は重要。さらに18世紀末期から19世紀前期に至ると柱を中心に地紋彫が定着し、墓股全体の彫物化をはじめ軒裏なども彫刻と彩色で埋め尽くす傾向に進展する。幕末には建築の輪郭がぼやけるほど彫物が発達し、彩色せず木地を見せる傾向が認められる。

## ◆ 群馬県寺社建築の概観 総括

①中世遺構は16世紀に少数例が認められるだけだが、近世遺構は豊富に存在する。②17世紀までは各地区における有力寺社造営が先行し、端正で華麗な建築主体。18世紀以後は県下全域にて寺社建築造営が盛行。ここでは彫物・彩色の建築装飾方法が大きな関心事となり18世紀後半期を画期として意欲的造営が頂点に向かう。③18世紀後半以降は、有力寺社の建築再建だけでなく、地域の人々の信仰や社会を反映する建築が多く、平均的に質の高い建築が創出された。④そうした質の高い建築は、県下の有力社寺造営への参画や他県の有力工匠との技術交流の中で県下に工匠拠点が形成され、その交流により技術が深化・普及したと考えられる。⑤以上を可能にした背景は、耕作地開発や養蚕・麻など特産品創出の進展、商品流通により町場の活性化などにより、農村と町場の地域力が高まっていったことがある。

## ◆ 群馬県寺社建築の地域的な傾向概要

- 1) 中毛の寺社建築概要：県下の中央に位置する地勢が、交通・行政・産業・経済・文化の各面において好影響を及ぼし、近世寺社建築の造営も多種多様に及んでいるとみることが出来よう。
- 2) 西毛の寺社建築概要：古来の文化圏を背景とした神社建築の充実が注目。あわせて寺院建築も浄法寺・仁叟寺・補陀寺・松井田不動寺などの有力寺院を核として地域内に浸透していったことがうかがわれる。建築装飾の充実という点では、地域内だけでなく東毛や隣県信州からの専門工匠招聘も積極的に行っていた。
- 3) 北毛利根の寺社建築概要：神社建築に建築年代確定遺構が多く、建築様式の比較検討上重要。豪雪地帯の気候が、本殿覆屋の工夫に現れ、それが拝殿の建築構成にも影響を与えている。さらには神社境内に神楽殿・舞殿・歌舞伎舞台兼用拝殿などの芸能施設を継承していることが多いことも特徴。
- 4) 北毛吾妻の寺社建築概要：遺構確認数は他地区に及ばないが、古式本殿と近世後期の豪華本殿双方の重要例あり。拝殿は豪雪地帯の特徴といえる覆屋一体型や、拝殿自体が屋根・木部とも豪華に発達したものあり。
- 5) 東毛の寺社建築概要：17世紀中期までに世良田東照宮や長樂寺など徳川家による特別な造営が行われた。その造営と維持修理実績が当地域の近世寺社建築の展開に影響。一方、近世寺社建築特有の彫物と彩色による装飾化の大発展と普及は、武州妻沼の歓喜院聖天堂造営工匠の影響のもと、東毛地域の工匠が貪欲に技術を吸収し積極的な造営に関与した成果が、18世紀後半から19世紀にかけて開化したといえよう。

## ◆ 今後の課題

今回歴史的価値が明らかとなった多くの歴史的建築について、所有する寺社・地域の人々・参詣者・行政・建築士会・専門家などの相互理解のもと、維持継承策が進展することを願いたい。また、今回対象外だった近世寺社建築についても、この経験を活かして調査が進展することを期待したい。



# 群馬県の寺社建築の工匠

前橋工科大学客員教授  
村田 敬一

## 1 寺社建築の装飾化

本県の寺社建築最古は天文16年(1547)の雷電神社末社八幡宮稲荷神社社殿(板倉町、国重文)であり、桃山時代の遺構も3棟に過ぎない。本県の寺社建築はほとんどが江戸時代の遺構といえよう。我が国の寺社建築において装飾的表現が発達し装飾化がより進むのは近世以後である。古代から中世までは建築本来の形式美を追求する「構造即意匠」であった。そこで近世寺社建築が目指したのは、構造形式が中世までにほぼ完成していたことや社会のニーズもあったことから装飾化であった。主な装飾手法には彩色・彫刻・金具などがあるが、近世において顕著なのが彫刻である。

時代が下るにつれて、彩色や彫刻の技法は立体化が進み、装飾部位は軒下→壁面→床下、正面→側面→背面と範囲がしだいに広がり、軒の垂木部分にまで彫刻を施す板軒も出現する。彫刻がより多くなり目立つのは18世紀中期以降。建築一部の「建築の彫刻」から建築全体の「彫刻の建築」へとしだいに変わる。一方、工匠の職種を棟札・銘札等からみると、年代が下るにつれて彫物師、塗師、鋳方(金物方)、彩色や箔押など、従来は記さなかった装飾に関わる職人を記すようになる。

## 2 居住地から見た工匠

棟札・銘札等から明らかになった、現建物及び前身建物の新築・修理に関わった工匠のうち居住地が判明している全工匠929名について、県内地域・県外別に整理した表を次に示す(数字は人数)。これより県内が649名(69.9%)、県外が280名(30.1%)で県外の工匠がほぼ3割を占めていることが分かる。

### (1) 大工

全体に占める県内の割合をみると、大工556名中417名(75.0%)を占め、その内で中部地域が最も多く129名(県内の30.9%)。次いで東部110名、西部92名、北部吾妻62名と続き、最も少ないのは北部利根地の24名。県外は556名中139名(25.0%)を占め、その内で埼玉県が最も多く60名(県外の43.2%)、次いで新潟県24名、栃木県と長野県が各21名、東京都9名、奈良県・和歌山県が各2名と続く。関わったのは1都6県であるが、茨城県は関わっていない。

当時の町(宿)・村、および2~3程度の村で構成する地区において、比較的大工が多く居住する主な地区とその地区における主な大工は次の通りである(大工は〔 〕内に示す)。県内では中部の**榛東村新井**〔阿佐見(浅見)出羽藤原光命・阿佐見(浅見)出羽光金・松岡忠藏増浮・松岡出雲正藤原富盛〕、**渋川市金井・半田・有馬・八木原**〔金井の岸豊後守積保、半田の山口利根七〕。西部の**高崎市室田・里見**〔室田の清水谷仁右衛門藤原貞宴・清水谷掃部藤原貞暁・清水氏要人政富・清水氏要人政俊・武井定八、里見の山田弥四郎〕、**箕郷町の富岡・和田山・下芝**〔富岡の清水和泉正藤原兌賢、和田山の松本主水藤原栄貞・松本吉右衛門栄仙〕。北部吾妻の**東吾妻町小泉・岩下・三島**〔小泉の白石相模藤原舜博・白石相模藤原舜應、三島の片貝定八〕。東部の**太田市龍舞町**〔町田兵部藤原栄清・町田主膳藤原栄信・中山庄蔵斯重〕、**千代田町下中森**の遠藤金七敷躬。北部利根は絶対数も少なく集中しておらず分散している。

県外では**栃木県の佐野市**(天明町・田沼町・閑馬町・彦間町)、**新潟県の旧蒲原郡と旧三島郡**、**長野県の諏**

表 群馬県の寺社建築に関わった工匠(居住地別)

|      |      | 大工  | 彫物師 | その他 | 計   |
|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 群馬県  | 中部   | 129 | 12  | 34  | 175 |
|      | 西部   | 92  | 5   | 41  | 138 |
|      | 北部利根 | 24  | 3   | 14  | 41  |
|      | 北部吾妻 | 62  | 0   | 14  | 76  |
|      | 東部   | 110 | 72  | 37  | 219 |
| 栃木県  |      | 21  | 3   | 2   | 26  |
| 新潟県  |      | 24  | 0   | 13  | 37  |
| 長野県  |      | 21  | 3   | 42  | 66  |
| 埼玉県  |      | 60  | 22  | 24  | 106 |
| 茨城県  |      | 0   | 0   | 3   | 3   |
| 東京都  |      | 9   | 7   | 18  | 34  |
| 福島県  |      | 0   | 0   | 3   | 3   |
| 京都府  |      | 0   | 1   | 0   | 1   |
| 奈良県  |      | 2   | 0   | 0   | 2   |
| 和歌山県 |      | 2   | 0   | 0   | 2   |
| 群馬県計 |      | 417 | 92  | 140 | 649 |
| 県外計  |      | 139 | 36  | 105 | 280 |
| 合計   |      | 556 | 128 | 245 | 929 |

**訪市四賀**〔大隅流の本拠地である旧上桑原村の矢ヶ崎（矢崎）善司昭方・矢崎久右衛門元形・矢ヶ崎国太郎・矢崎林之丞照恭・矢崎（石田）房之進昭房〕、**埼玉県の本庄市（本庄駅・児玉町宮内・小島町）**〔宮内の関根吉右衛門隆晶・関根河内久房、関根修理源栄房、関根伊之助〕、**熊谷市（妻沼町・玉井）**〔妻沼町の林兵庫藤原正清、玉井の今村修利〕、**羽生市本川俣**〔三村和泉守藤原春友〕、**東京（江戸）**の八田清兵衛。

## (2) 彫物師

彫物師とともに彩色彫刻に必要な按図（図案）作成者・彩色師・画工等は寺社建築の装飾において欠かせない存在であるが、これらの工匠は大工と異なり棟札に必ずしも記されていない。今回の調査においても、彫物師や彫刻年代は棟札でなく彫刻の裏面、彫刻の一部に見る墨書や刻銘、古文書などによる場合が多かった。

全体に占める県内の割合をみると、彫物師 128 名中 92 名（71.9%）を占め、その内で東部が最も多く 72 名（県内の 78.3%）、次いで中部 12 名、西部 5 名、北部利根 3 名と続き、北部吾妻は 0 名である。県外は 128 名中 36 名（28.1%）を占め、その内で埼玉県が最も多く 22 名（県外の 61.1%）、次いで東京都 7 名、栃木県・長野県各 3 名、京都府 1 名と続き、関わったのは 1 都 1 府 3 県である。

前述した地域で比較的彫刻師が多く居住する主な地区とその地区における主な彫物師は次の通りである（彫物師は〔 〕内に示す）。県内では中部の**前橋市富士見町米野・粕川町田面**〔米野の萩原米磨・原田定慶、田面の深澤軍八〕、**伊勢崎市境上刈名**〔弥勒寺音八〕、**高崎市（高崎宿）**〔勘蔵、新井金十良〕東部の**桐生市黒保根町上田沢**〔関口文治郎有信・関口千次・関口松次郎・福田源次郎禎訓・福田助次郎・窪田（久保田）徳次郎〕、**みどり市東町花輪・荻原**〔花輪の高瀬忠七・石原吟八郎義武・石原常八雅諛・石原常八主信・石原甲斐之輔知信、荻原町の星野慶助藤原昶興〕、**太田市山之神町**〔岸大内蔵藤原義福・川岸幸作〕。西部と北部吾妻にはみられない。

県外では埼玉県**本庄市の日本庄宿、熊谷市（熊谷宿、玉井）**〔玉井の小林源八正俊・小林源太郎〕、**行田市河原**〔諸貫万五郎〕、**東京都（東都江戸・日本橋）**〔江戸の小沢五右衛門・日本橋の後藤三次橋恒徳〕。

## (3) その他の工匠（大工と彫物師を除く）

全体に占める県内の割合をみると、その他の工匠 245 名中 140 名（57.1%）を占め、その内で西部が最も多く 41 名（県内の 29.3%）。次いで東部 37 名、中部 34 名、北部の利根と吾妻は各 14 名と続く。県外は 245 名中 105 名（42.9%）を占め、その内で長野県が最も多く 42 名（県外の 40.0%）、次いで埼玉県 24 名、東京都 18 名、新潟県 13 名、茨城県・福島県各 3 名、栃木県 2 名と続き、関わったのは 1 都 6 県である。

前述した地域で屋根師、杣、石工が多く居住する地区をみると次の通りである。県内をみると屋根師は西部の**高崎市（高崎宿）**、杣は北部吾妻の**東吾妻町（岩下・三島）**、石工の県外をみると全体 32 名中、**信州（町村不明）** 12 名、**伊那市高遠町** 12 名で長野県の計が 24 名（全体の 75.0%）。屋根師は長野県と新潟県が多く、数は少ないが東毛では会津もみられ、県内より県外が多い。大工と彫物師を除くその他の工匠において、石工の長野県、特に高遠町の数が多いことは特筆すべきことである。

## 3 江戸幕府と関連の深い建物の大工

江戸幕府と関連深いとされる建物として次に示す 3 件がある。棟札にはいずれも居住地を記していない。

- (1) 長楽寺三仏堂〔慶安 4 年（1651）〕【大工：長谷河五兵衛尉藤原重春】
- (2) 貫前神社本殿・拝殿・楼門【〔寛永 12 年（1635）〕御大工：鈴木近江藤原朝臣長次と木原木工允藤原朝臣義久、棟梁：鈴木庄三郎藤原朝臣安久と鈴木小十郎藤原朝臣。〔元禄 11 年（1698）〕修理 棟梁：清水徳右衛門正直】
- (3) 世良田東照宮本殿拝殿等修理【正徳 4 年（1714）町棟梁：高橋次右衛門藤原重光・中野伊右衛門藤原忠公、以下、肩書はすべて大工、元文元年（1736）〕平内大隅齋部政長、宝暦 13 年（1763）平内備中齋部政長、安永 6 年（1777）石丸定六源充倚、寛政 8 年（1796）石丸祐次充良、天保 15 年（1844）甲良若狭源棟全】



本殿向拝正面



本殿身舎背面



幣殿左側面

### 天満宮本殿・幣殿

〔桐生市、寛政元年（1789）、県指定重要文化財、大工は大棟梁 町田主膳藤原栄信（太田市龍舞町）、彫刻は関東彫物大工 関口文治郎有信（桐生市黒保根町上田沢）〕



群馬県近世寺社総合調査報告書はインターネットでも見られます！

HP 検索 「全国遺跡報告総覧 群馬県近世寺社」

本編

<https://sitereports.nabunken.go.jp/121892>



寺院編

<https://sitereports.nabunken.go.jp/121894>



神社編

<https://sitereports.nabunken.go.jp/121895>



ぐんまの寺社魅力発掘・発信事業 調査完了記念講演会  
－寺社建築から地域文化の未来を探る－ 講演会資料

発行日 令和4年12月18日

編集・発行 群馬県

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県地域創生部文化財保護課

印刷 上毎印刷工業株式会社

